別表第二二〇四・二一号の次に次の一号を加える。

二二〇四・二二	二リットルを超え一〇リットル以下の容器入りにしたもの	二一・三％（その率が一リットルにつき一五六円八〇銭の従量税率より高いとき又は一リットルにつき九三円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

別表第二二〇六・〇〇号中「なし酒及びミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

別表第二七類の号注4中「ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法」を「ＩＳＯ　三四〇五の方法（ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法と同等の方法）」に改める。

別表第二七〇七・五〇号中「ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法」を「ＩＳＯ　三四〇五の方法（ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法と同等の方法）」に改める。

別表第二八類の注7中「第二八・四八項」を「第二八・五三項」に改める。

別表第二八一一・一一号の次に次の一号を加える。

二八一一・一二	シアン化水素（シアン化水素酸）	三・九％

別表第二八・一二項中『

二八一二・一〇	塩化物及び塩化酸化物	三・九％

』を『

	塩化物及び塩化酸化物	
二八一二・一一	二塩化カルボニル（ホスゲン）	三・九％
二八一二・一二	オキシ塩化りん	三・九％
二八一二・一三	三塩化りん	三・九％
二八一二・一四	五塩化りん	三・九％
二八一二・一五	一塩化硫黄	三・九％
二八一二・一六	二塩化硫黄	三・九％
二八一二・一七	塩化チオニル	三・九％
二八一二・一九	その他のもの	三・九％

』に改める。

別表第二八・四八項を削り、同表第二八・五三項を次のように改める。

二八・五三	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	
二八五三・一〇	塩化シアン	三・九％
二八五三・九〇	その他のもの	三・九％

別表第二九〇三・八二号の次に次の一号を加える。

二九〇三・八三	マイレックス（ＩＳＯ）	四・六％

別表第二九〇三・九二号の次に次の二号を加える。

二九〇三・九三	ペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）	四・六％
二九〇三・九四	ヘキサブロモビフェニル	四・六％

別表第二九・〇四項中『

二九〇四・九〇	その他のもの	四・六％

』を『

	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	
二九〇四・三一	ペルフルオロオクタンスルホン酸	四・六％
二九〇四・三二	ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム	四・六％
二九〇四・三三	ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム	四・六％
二九〇四・三四	ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム	四・六％
二九〇四・三五	その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩	四・六％
二九〇四・三六	ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	四・六％
	その他のもの	
二九〇四・九一	トリクロロニトロメタン（クロロピクリン）	四・六％
二九〇四・九九	その他のもの	四・六％

』に改める。

別表第二九一〇・四〇号の次に次の一号を加える。

二九一〇・五〇	エンドリン（ＩＳＯ）	五・六％